

○厚木愛甲環境施設組合公有地評価調整会

議規程

(平成25年2月28日
訓令第1号)

改正 平成31年4月1日 訓令第1号

(設置)

第1条 厚木愛甲環境施設組合(以下「組合」という。)が事業用地の取得及び処分に係る取得価格及び処分価格について、土地鑑定評価等の関係資料及び売買実例等の基礎資料を基に事前に評価するため、厚木愛甲環境施設組合公有地調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を審議する。

- (1) 組合が取得又は処分しようとする土地の事前評価に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議の組織は、次のとおりとする。

- 2 会長は、厚木市の環境施設担当の部長を、副会長は愛川町の環境担当の部長をもって充てる。
- 3 委員は、厚木市の環境担当の課長、愛川町及び清川村の環境担当の課長をもって充てる。

(土地の事前評価の報告)

第4条 会議において事前に評価した土地の情報については、厚木愛甲環境施設組合公有地評価委員会に報告し、審議を委ねる。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、組合事務局が処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第1号)

この規程は、公表の日から施行する。